

鳥取市議会建設水道委員会会議録

会議年月日	令和4年4月15日（水曜日）		
開 会	午前11時2分	閉 会	午前11時14分
場 所	市役所本庁舎7階 全員協議会室		
出席委員 (8名)	委員長 雲坂 衛 副委員長 勝田 鮮二 委 員 荻野 正己 太田 縁 前田 伸一 岡田 信俊 山田 延孝 吉田 博幸		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	参事兼調査係長 浅井 俊彦 議事係主事 田中 真一		
出席説明員	<p>【水道局】</p> 水道事業管理者 武田 行雄 副 局 長 西垣 昭宏 次長兼総務課長 川戸 敏幸 経営企画課広報係長 前田 恵一 料金課長 渡辺 寛存 料金課課長補佐 佐々木 基 <p>【都市整備部】</p> 都市整備部長 岡 和弘 次長兼都市企画課長 牧野 隆史 都市企画課課長補佐 増田 泰則 次長兼建築指導課長 太田 忠孝 道路課長 田村 温 道路課課長補佐 田中 和人		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前11時2分 開会

【水道局】

- ◆雲坂 衛委員長 ただいまから、建設水道委員会を開催いたします。本日の日程は、お手元に配付のとおり、水道局の報告を受け、その後、都市整備部の報告へと進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、武田水道事業管理者に御挨拶いただいた後、報告に入りたいと思います。

- 武田行雄水道事業管理者 はい。お世話になります。水道局でございます。ただいま雲坂委員長から御案内がありましたように、本日報告案件ということでございまして、放棄した債権の報告ということで、鳥取市債権管理に関する条例に基づきまして、水道料金債権の放棄をした

ことについて御報告させていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

報告第4号放棄した債権の報告について（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 それでは、報告第4号放棄した債権の報告についてを御説明ください。
渡辺課長。

○渡辺寛存料金課長 料金課長の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。それでは、報告第4号放棄した債権の報告につきまして、鳥取市債権管理に関する条例の規定によりまして、水道料金債権の放棄の報告について説明をさせていただきます。

1番目の水道料金についてです。まず、(1)の概要についてですが、水道料金は、安全で良質な水の安定供給と水道事業の健全経営を維持するため、水道の利用者の方から、使用水量に応じて水道料金を徴収しております。しかしながら、生活困窮者で滞納金の完納が見込めないものをはじめ、破産により資力回復が困難な者、無届け転出等による所在不明な者などが存在する状況でございます。(2)債権の種類は、私債権でございまして、私法上の契約に基づく債権になります。(3)時効期間は、水道料金債権につきましては5年です。これは、令和2年4月1日の民法の一部を改正する法律の施行によりまして、水道料金債権については、従前では時効期間2年であったものが、5年に延長になりました。ただし、改正民法の施行日、令和2年4月1日前に、給水契約を締結している水道料金債権につきましては、引き続き時効期間2年が適用されますので、両者が混在することになります。続きまして、(4)根拠法令等につきましては、鳥取市水道事業給水条例、(5)納付義務者は、水道利用者本人となります。

2番目の債権放棄の内容についてですが、滞納金につきましては、督促状や催告状の送付はもとより、訪問徴収、給水停止処分などを実施して、早期回収に努めているところでございます。今回の報告につきましては、水道料金債権のうち、特に回収が困難と認められる9件につきまして、鳥取市債権管理に関する条例第7条第1項の規定によりまして、債権の放棄を行ったものでございます。

3番目の債権放棄調書についてですが、次のページ、別紙1を御覧いただきたいと思っております。この表は、債権放棄調書になります。このたび債権放棄を行いましたものは、鳥取市債権管理に関する条例第7条第1項第3号及び第4号に該当する事由のもので、表の下に米印をつけてございます。条例の条文の一部を抜粋してございます。

まず、条例第7条第1項第3号に該当する事由のもので、債務者が失踪、行方不明、その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないときの事由に当たります。表のほうを御覧ください。第3号に該当する債権の件数は3件で、債権の額は1万5,447円。これは、3件全て債務者本人が死亡し、その後法定相続人全員の相続放棄により、水道料金の徴収の見込みがなくなったものでございます。

次に、条例第7条第1項第4号に該当する事由のもので、破産法第253条第1項、会社更生法第204条第1項、その他の法令により、債務者がその債権につき、責任を逃れたときの事由に当たります。表のほうを御覧ください。第4号に該当する債権の件数は6件で、債権の額は15万8,969円となります。6件全て債務者の破産免責が確定したことによりまして、水道料金

債権の放棄を行ったものでございます。

表の一番下、合計を記載しております。合計で件数は9件、債権の額は17万4,416円となります。

次のページを御覧いただきたいと思っております。この表は、債権放棄調書の個表となります。表の左端に番号をつけてございます。1番～9番までの9件につきまして、放棄した債権の額、債権発生年度等をそれぞれ記載しております。表の1番～3番までが、条例第7条第1項第3号に該当する事由のもので、番号4番～9番までが、条例第7条第1項第4号に該当する事由のものになります。

表の右端、備考欄に記載しております債務者は、9件全て個人の方で、令和4年3月31日付で債権放棄を行っております。説明は以上です。

◆雲坂 衛委員長 説明を受けました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言をください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で水道局を終了します。執行部の皆様は、御退席ください。

【都市整備部】

◆雲坂 衛委員長 それでは、都市整備部に入ります。

まず、岡都市整備部長に御挨拶いただいた後、人事異動で替わられた方には、自己紹介をいただきたいと思っております。

○岡 和弘都市整備部長 はい。都市整備部長の岡です。本日は、2月議会でも経過等報告させていただきました。湖山町でありました市道の車両物損事故について示談が成立しましたので、その1件を報告させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

◆雲坂 衛委員長 それでは、自己紹介をお願いします。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 すみません。4月1日付の人事異動によりまして、次長兼鳥取西地域工事事務所長から、次長兼都市企画課長へ異動になりました、牧野といたします。よろしくお願ひいたします。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 こんにちは。4月1日の定期人事異動におきまして、建築住宅課長から、次長兼建築指導課長を拝命いたしました、太田と申します。前職では大変お世話になりました。ありがとうございました。引き続きよろしく申し上げます。

報告第8号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 それでは、報告第8号専決処分事項の報告についてを御説明ください。田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村でございます。付議案は19ページ、及び資料1の2ページを御覧ください。2月議会でも報告させていただいた案件です。

これは、令和3年9月25日午後7時40分頃、鳥取市湖山町北3丁目地内、市道湖山北28号

線において発生したものでございます。事故概要といたしましては、被害者の車が、駐車場に止めていた車両を出庫した際に、市道の破損したコンクリート蓋から飛び出した鉄筋により、相手方の車両のフロントバンパー部分を破損したものでございます。和解内容は、鳥取市側の過失を9割とし、損害賠償額4万7,120円を支払うものでございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい。説明を受けました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、建設水道委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時14分 閉会

令和4年第2回鳥取市議会臨時会 建設水道委員会

令和4年4月15日（金）総務企画委員会終了後

本庁舎7階 全員協議会室

水道局（総務企画委員会終了後）

1. 報告

報告第4号 放棄した債権の報告について

都市整備部（水道局終了後）

1. 報告

報告第8号 専決処分事項の報告について